

# 神奈川県森林整備業務施工管理基準

この神奈川県森林整備業務施工管理基準は、神奈川県森林整備業務仕様書第9条「施工管理」に規定する森林整備の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1. 目的

この基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた工期、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、神奈川県が発注する森林整備に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、整備の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

## 3. 構成

施工管理（整備写真を含む）

}	工程管理
	出来形管理
	品質管理

## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、あらかじめ(整備施工前)、施工管理計画を立てた上、施工管理担当者を定め監督員に通知しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該整備の施工内容を把握し、その結果を記録するとともに、その結果に基づいて適切な施工管理をおこなわなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を整備の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を業務内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持管理等の当初整備計画が困難な整備内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を（別表）「出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した、出来形成果表又は出来形管理図を作成し管理するものとする。但し、測点数が10点未満及び素材の生産にかかる工種の場合は出来形成果表のみとし、出来形管理図の作成は不要とする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、

その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{X}-R$ 、 $\bar{X}-R_s$ 、 $\bar{X}-R_m$  など）を作成するものとする。但し、測点数が 10 点未満の場合は品質成果表のみとし、管理図の作成は不要とする。

## 6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。


## 7. そ の 他

### (1) 工程写真

受注者は、施工管理の手段として、神奈川県森林整備業務写真管理基準に定められた内容により、各工程の施工段階及び整備完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、整備中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対して直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(別表) 出来形管理基準

1 出来形管理の規格値は、次表のとおりとする。

工 種	測 定 項 目		規 格 値	測定箇所	測 定 基 準	
植 栽	植栽木の本数		-5% (-1本)		0.5haにつき1箇所(最低2箇所)の標準地(10m×10m)を設定し、全数計測。	
	植栽木の間隔		±20cm		0.5haにつき1箇所(最低2箇所)の標準地(10m×10m)を設定し、標準地毎に1箇所(縦列・横列)を計測。	
	植穴の形状	大きさ	-5cm		0.5haにつき1箇所(最低2箇所)において大きさ、深さを計測。	
		深さ	-5cm			
枝打・枝落し	枝の本数	枝本数の契約の場合	-5%		0.5haにつき1箇所(最低2箇所)の標準地(10m×10m)を設定し、全数計測。	
	最下端の切枝の高さ	上記以外	-30cm ただし 1.8m までの場合は±15cm			
保育間伐(捨伐)・本数調整伐・受光伐	伐採木の本数	伐採本数の契約の場合	設計数値		全数計測	
	間伐率	上記以外	±5%		0.5haにつき1箇所(最低2箇所)の標準地(10m×10m)を設定し、全数計測。  ただし、施工地面積が0.25ha以下の場合には1箇所とすることができる。 標準地の形状は矩形又は帯状(設定した中心線から直角方向の一定範囲)とし、大きさは1箇所当たり100㎡(水平面積)を標準とする。また、施工地の形状等により標準地の設定が難しい場合は、施工地内を全数計測によることもできる。	
鹿柵工・野兎柵工	延 長		-0.2%ただし -20cm		施工延長は全数計測 高さは測点のみ計測	
	高 さ		-5cm			
森林作業道 (作業路)	延 長		-0.2%ただし -20cm		全数計測	
	幅 員		-10cm		40~50mにつき1箇所(最低3箇所)	
	縦断勾配		標準21.6% (12.0°)以下 局所30.3% (16.8°)以下		全数計測	
	路 盤	延 長		-0.2%た だし-20cm		全数計測
		幅		-10cm		100mにつき1箇所(最低2箇所)
厚 さ		-10mm				

作業歩道	延長	-0.2%ただし -20cm		施工延長は全数計測 幅員は50mにつき1箇所 (最低4箇所)の計測
	幅員	±10cm		
丸太柵工・編 柵工・筋工	延長	-20cm		施工延長は全数計測 高さは1施行地につき2箇所の計測
	高さ	-5cm		
その他木製構 造物(建築物 を除く)	延長	-20cm		施工延長は全数計測 高さは1施行地につき2箇所。幅(厚 さ)は上端部及び下端部の2箇所を 計測。
	高さ	-5cm		
	幅(厚さ)	-5cm		
伏工	面積	-0.5%		全数計測

- ・この表に記載のないものについては、環境農政局土木工事検査基準に準ずるものとする。

## 2 出来形管理図表について

- ・標準地設定によるものは、標準地の位置を平面図に記入するとともに、標準における対象木の位置を各々、見取り図に図示して作成する。
- ・出来形数値は、完成検査の際に再確認できるように現場管理を行わなければならない。  
また、出来形数値を確認できる写真を、神奈川県森林整備業務写真管理基準に定められた内容により、撮影すること。

### 附 則

この基準は平成22年1月1日から適用する。

### 附 則

この基準は平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この基準は平成25年7月1日から適用する。

### 附 則

この基準は平成27年7月1日から適用する。

### 附 則

この基準は令和7年1月1日から適用する。